

とやま建設女子's 魅力ある職場づくり支援事業 よくあるご質問

Q 1. 男女共用のトイレが古くなっているため、本補助金を活用して改修したいです。補助の対象となりますか。

A 1. 改修工事を行うトイレが男女共用の場合、原則補助対象外となります。例外として、共用トイレの改修により男性用トイレと女性用トイレの区分を明確化される場合などは、補助の対象となる場合がありますので、申請前にご相談ください。
(更衣室の設備についても、同様の考え方になります。)

Q 2. 先日、女性用更衣室の改修工事に着手したところですが、今から申請をしても補助金の交付は受けられますか。

A 2. 補助金の交付決定前に事業に着手した場合、補助金の交付対象となりません。事業の着手(契約や支払い、工事の開始など)は補助金の交付決定後に行うようお願いいたします。

Q 3. これから申請書を提出しますが、明日から事業を始めてもよいですか。

A 3. 県からの交付決定があるまで、事業は開始されないようお願いします。交付決定前に事業に着手された場合、補助金の交付が受けられなくなります。なお、申請書を受理してから交付決定までには、審査や事務処理の関係で 30 日程度のお時間をいただくことがありますので、事業計画作成の際はこの点ご注意ください。
(※交付決定後に、申請書に記載の予定から前倒して事業を開始していただくことは可能です。)

Q 4. 申請書に「自社施工については、原材料費のみを対象とします」とありますが、どのような場合、「自社施工」に該当しますか。

A 4. 補助事業の申請にあたり、補助対象経費に自社に還元される利益となるような経費(自社の従業員の労務費、管理費等)が含まれている場合、「自社施工」と判断される可能性がございます。該当するか不明な場合には、申請前にご相談ください。

事務担当：土木部建設技術企画課建設係
TEL 076-444-3312 (直通)